

# 青森県報

第三千八百九十三号

平成二十六年  
九月十日  
(水曜日)

青森県訓令第十九号

庁 中 一 般  
中 南 地 域 県 民 局

青森県津軽手わざ職人流通機能強化費補助金の交付に関する事務の中南地域県民局長への委任等に関する規程を次のように定める。

平成二十六年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県津軽手わざ職人流通機能強化費補助金の交付に関する事務の中南地域県民局長への委任等に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、青森県津軽手わざ職人流通機能強化費補助金の交付に関する事務の中南地域県民局長への委任並びに専決及び代決に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務の委任)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百五十三条の規定により、中南地域県民局長に、平成二十六年度津軽手わざ職人流通機能強化費補助金交付要綱(平成二十六年七月二日制定)に基づく補助金に係る青森県補助金等の交付に関する規則(昭和四十五年三月青森県規則第十号)及び同要綱の施行に関する事務を処理する権限を委任する。

(委任事務の指示)

第三条 中南地域県民局長は、前条の規定により委任された事務のうち、重要又は異例と認めるもの及び知事が別に指定するものについては、知事の指示を受けて処理しなければならない。

(委任事務の専決)

第四条 中南地域県民局地域連携部長は、第二条の規定により中南地域県民局長に委任された事務を専決する。

2 前項の規定による専決事項のうち、重要又は異例に属する事項については、中南地域県民局長の決裁を受けなければならない。

3 第一項の規定により専決した事項のうち、中南地域県民局長から指示を受けた事

## 目 次

### 訓 令

青森県津軽手わざ職人流通機能強化費補助金の交付に関する事務の中南地域県民局長への委任等に関する規程……………(地域産業課) …… 一

### 告 示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定……………(青少年男女共同参画課) …… 二

身体障害者福祉法による医師の指定……………(障害福祉課) …… 二

児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(同) …… 二

公共測量の実施……………(監理課) …… 三

右……………(同) …… 三

### 公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) …… 三

砂利採取業務主任者試験の施行……………(河川砂防課) …… 四

建設業者の許可の取消し……………(西北地域県民局) …… 五

右……………(同上) …… 五

右……………(同上) …… 五

右……………(同上) …… 五

訓

令

項及び比較的重要な事項については、その概要を中南地域県民局長に報告しなければならぬ。

(委任事務の代決)

第五条 前条第一項の規定による専決事項については、中南地域県民局の地域連携部長が不在のときは地域支援室長が、地域連携部長及び地域支援室長がともに不在のときはあらかじめ中南地域県民局長の承認を得て地域連携部長が指定する職員がその事務を代決する。

2 重要又は異例に属する事項及び中南地域県民局地域連携部長があらかじめ指示した事項については、前項の規定にかかわらず、代決することができないものとする。ただし、急施を要するもので中南地域県民局地域連携部長の承認を得たものについては、この限りでない。

3 第一項の規定により代決した事項については、速やかに後閲を受けなければならない。ただし、軽易なもの及びあらかじめ中南地域県民局地域連携部長の指示したのものについては、この限りでない。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第六百五十七号

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）第十二条第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成二十六年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定番号	種別	名 称	発行者（製作者）名	該当条項
一三〇七六	書籍	裏モノ JAPAN 〇一八〇五 〇九	鉄入者	青森県青少年健全育成条例
一三〇七九		無敵恋愛エスガール 〇八五七七 九	ぶんか社	第十二条第一

一三〇〇	Sweet ロマンズ	九月号	笠倉出版社	項第一号該当
一三〇一	恋愛チエリーピンク	九月号	秋田書店	
一三〇二	EX MAX!	九月号	ぶんか社	

青森県告示第六百五十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成二十六年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤務する病院等	診療科目	指 定 日
岩澤 智宏	公立野辺地病 院	整形外科（肢体不自由）	平成 二六・九・一

青森県告示第六百五十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十六年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	指定障害児通所支援事業者	障害児通所支援の種類	障 害 児 通 所 支 援 事 業 を 行 う 事 業 所	指 定 日
主たる事務所の所在地				年 月 日

一般社団法人プロツブ	上北郡東北町字上九	児童発達支援	エイト	上北郡東北町字上九	平成 二六・九一
一般社団法人プロツブ	上北郡東北町字上九	放課後等デイサービス	エイト	上北郡東北町字上九	"

青森県告示第六百六十号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

野辺地町

二 測量の種類

公共測量（道路三次元データ計測）

三 測量の期間

平成二十六年五月三十日から同年十一月二十八日まで

四 測量の地域

上北郡野辺地町地内

青森県告示第六百六十一号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

五所川原市

二 測量の種類

公共測量（道路三次元データ計測）

三 測量の期間

平成二十六年七月九日から同年十二月十九日まで

四 測量の地域

五所川原市内の一部

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース湊高台店

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表取締役 三浦紘一

四 大規模小売店舗の新設をする日

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

代表取締役 三浦紘一

大規模小売店舗の新設をする日

平成二十七年四月二十六日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、一七〇平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

九五台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

三五台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

六三平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

二六立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時（ただし、年間十日は午前五時）

閉店時刻 翌午前零時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分（ただし、年間十日は午前四時三十分）から翌午前零時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成二十六年八月二十五日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成二十六年九月十日から平成二十七年一月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

十 意見書の提出

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十七年一月十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

砂利採取業務主任者試験の施行

平成二十六年年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり施行するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）第八条の規定により公告する。

平成二十六年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日 平成二十六年十一月十四日（金）午前十時から正午まで

2 場所 青森市安方一丁目一の四〇  
青森県観光物産館アスパム 五階会議室「白鳥」

二 試験科目等

試験は、次に掲げる科目について筆記により行う。

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

三 受験願書の受付期間

平成二十六年十月六日(月)から同月二十四日(金)まで(郵送の場合は、同日付けの消印のあるものまでを有効とし、直接持参する場合は、前記期間(土・日曜及び祝日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分までとする。)

四 受験願書の提出先

青森市長島一丁目一の一  
青森県土整備部河川砂防課

五 提出書類

1 受験願書 一通

2 写真 一枚(写真の大きさは手札形で、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像とし、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

六 受験手数料

七千六百円(青森県収入証紙により、受験願書提出時に添付して納入する。消印してはならない。)

七 その他

受験願書用の用紙は、青森県土整備部河川砂防課及び各地域県民局地域整備部で配布する。また、青森県のホームページからダウンロードすることができる。郵送を希望する場合は、返送先を明記し、八十二円分の切手を貼り付けた返信用封筒を同封し、青森県土整備部河川砂防課に郵送すること。

受験者には、青森県土整備部河川砂防課から受験票を送付する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社松惣建設

二 代表者の氏名 松山 淳

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡鶴田町大字鶴田字相原七三の二

四 許可番号 青森県知事許可(般 二三)第一三五四号

五 取消年月日 平成二十六年七月三十一日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年七月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 カドヤ電設

二 氏名 角谷 美智弥

三 主たる営業所の所在地 上北郡野辺地町字観音林前田三の三

四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第五〇〇一七四号

五 取消年月日 平成二十六年八月七日

六 取消しに係る建設業の許可

電気、電気通信、消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年六月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社グリーンテック
- 二 代表者の氏名 竹ヶ原 和夫
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字相坂字小林一の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二六)第五〇〇一九七号
- 五 取消年月日 平成二十六年八月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十六年七月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭